

答 申 書

1 審査会の結論

令和2年3月13日付けで審査請求人に対して鶴岡市長がした公文書部分開示決定（以下「本件決定」という。）において、当該部分開示決定に係る文書（森林経営計画に係る伐採等の届出書）に記載された森林所有者名及び森林所有者個人コード（以下「本件情報」という。）を不開示としたことは妥当である。

2 審査請求の内容

本件情報を全て開示することを求める。

3 審査請求人の主張の要旨

- (1) 本件情報を開示しても、個人の権利利益を害するおそれは全くない。
- (2) 本件情報は、鶴岡市情報公開条例（平成17年鶴岡市条例第8号。以下「条例」という。）第7条第2号ただし書イの「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」に該当する。
- (3) 全国的にも杉林が盗伐されて社会問題になっている。本件決定に係る案件も広大な場所の森林を伐採したという理解不能なものであり、早急に情報を開示し、内容を明らかにすべきである。
- (4) 森林組合が管理している森林簿によって本件情報を把握することができる。
- (5) 土地所有者と森林所有者は一致すべきものであり、登記簿により土地所有者を把握することができる。

4 実施機関の主張の要旨

- (1) 本件情報は、条例第7条第2号に規定する個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるものに該当するため、個人の権利利益を害するかどうかにかかわらず不開示となる。
- (2) 本件情報は、条例第7条第2号ただし書に規定する不開示の例外には当たらない。

## 5 審査会の判断

(1) 本件情報は、条例第7条第2号本文に規定する情報に該当し、不開示情報となるか。

条例第7条第2号は、不開示情報の類型として、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を定めている。本件情報が「個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるもの」に該当することは明らかであるから、本件情報は、同号ただし書に該当する場合を除き、不開示情報となる。

なお、審査請求人は、3(1)のとおり、本件情報を開示しても個人の権利利益を害するおそれは全くない旨主張しているが、条例第7条第2号中の「個人の権利利益を害するおそれがあるもの」の要件は、特定の個人を識別することができない情報について適用されるものであり、特定の個人を識別することができる情報については、個人の権利利益を害するおそれの有無にかかわらず、同号ただし書に該当する場合を除き不開示情報となるものである。

(2) 本件情報は、条例第7条第2号ただし書に規定する不開示情報の例外に該当するか。

条例第7条第2号ただし書は、不開示情報であっても、アからウまでのいずれかに該当するものについては例外として開示することを定めている。しかしながら、本件情報は、以下のとおり、そのいずれにも該当しない。

### ア ただし書ア該当の有無

条例第7条第2号ただし書アは、不開示情報であっても例外的に開示する情報の類型として「法令等の規定により、又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」を定めているが、本件情報を公にすることを定めた法令は存在せず、そのような慣行も認められない。審査請求人も、このことを前提に、森林簿が慣行として、登記簿が法令等の規定により、いずれも公にされており、本件情報はこれらに含まれる情報と同一であるから、本件情報がただし書アに該当する旨主張しているものと考えられる（3(4)及び(5)）。

しかしながら、確かに森林簿には本件情報と同一の情報が記載されていると認められるものの、森林簿は、誰もが自由に閲覧することができるものではないため、公にされているとはいえない。一方、登記簿については、公にされているものの、森林所有者個人コ

ードに相当する情報は記載されていないことから、登記簿が公にされていることをもって森林所有者個人コードが公にされているとはいえない。また、審査請求人が森林所有者名と同一の情報であると主張する土地所有者名についても、権利に関する登記は任意であるため、登記簿上の土地所有者と現実の土地所有者が異なっている可能性があることや、登記簿に記載されているのはあくまで土地の所有者であり、森林所有者と完全に一致しているとは限らないことから、登記簿が公にされており、登記簿から土地所有者名を確認することができることをもって森林所有者名が公にされているとはいえない。

よって、本件情報は、ただし書アには該当しない。

#### イ ただし書イ該当の有無

審査請求人は、3(2)のとおり、本件情報は「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」と主張しており、その理由として3(3)を主張しているものと考えられる。審査請求人の主張からは、審査請求人自身を含む森林所有者が所有する立木の盗伐が懸念されるため、その所有に係る立木を保護するために伐採が行われた場所を特定する必要があり、本件情報はその場所の特定のために開示の必要があると主張しているものと推測される。

しかしながら、本件決定により開示された文書には、伐採を行った土地の地番及び林班が記載されており、自身が所有する森林が伐採の対象となっているかどうかを確認するにはこれらの情報があれば十分であるため、森林所有者の所有に係る立木を保護するために本件情報を公にすることが必要であるとはいえない。

よって、本件情報は、「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」とは認められず、ただし書イには該当しない。

#### ウ ただし書ウ該当の有無

ただし書ウは公務員等の職務の遂行に係る情報に含まれる当該公務員等の職及び氏名に関する情報であることから、本件情報は、ただし書ウには当然該当しない。このことについては審査請求人も何ら主張しておらず、当事者間に争いはないと認められる。

### (3) 結論

以上のとおり、本件情報は、条例第7条第2号に該当し、同号ただし書の規定により例外として開示する情報にも当たらないため、不開示情報である。

## 6 調査審議の経過

審査会による調査審議の経過は、以下のとおりである。

年月日	処理内容
令和2年7月20日	審査庁からの諮問
令和2年7月31日	審議（1回目）
令和2年8月20日	審議（2回目）

鶴岡市情報公開・個人情報保護審査会